

## 日本文理大学附属高等学校校友会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、文理学園校友会より認定を受けた校友会組織であり、日本文理大学附属高等学校校友会（以下「本会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦交流をはかり、常に母校の発展に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 母校の発展のための活性化事業
- (2) 講習、講演会等の開催
- (3) その他目的達成の為に必要な事項

#### (本部)

第4条 本会は、本部を大分県佐伯市鶴谷町2丁目1番10号の日本文理大学附属高等学校内に置く。

- 2 本部に事務局を置き、本会の事業の実施、資産の管理、運営に関する事務を処理する。

### 第2章 会員

#### (会員)

第5条 本会の会員は、日本文理大学附属高等学校（前身校を含む。）の卒業生とする。

- 2 本会の特別会員は、同校の教職員とする。

#### (会費)

第6条 本会の会費は、終身会費金10,000円とし、卒業時に一括納入する。ただし、特別会員は、会費を徴収しないものとする。

#### (連絡先等変更の届出)

第7条 会員は、その住所、氏名、勤務先等を変更したときは速やかに本会に届け出るものとする。

#### (資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪宣告を受けたとき
- (3) 第10条の規定により除名されたとき

#### (退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(会員の除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、役員会の議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の規定に違反したとき
- (2) 本会及び母校の名誉を著しく傷つける行為のあったとき
- (3) その他前各号に準ずる行為をしたとき

### 第3章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名 (校長を含む。)
- (3) 庶務会計 2名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 顧問 若干名
- (6) 常任幹事 規定数 (代表幹事5名に対し常任幹事1名の割合)

2 前項第1号から第4号の役員を常任役員とする。

(役員を選任)

第12条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長及び副会長は、総会において会員の中から選任する。
- (2) 庶務会計は、会員の中から事務局を所管する校長が任命する。
- (3) 会計監査は、役員会において会員の中から推薦し、会長がこれを任命する。
- (4) 顧問及び常任幹事は、会長が会員の中から指名し、総会で承認する。

2 会費未納者は、本会の役員に就任することができない。

(役員職務)

第13条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 庶務会計は、本会の会計事務をする。
- (4) 会計監査は、本会の会計及び財務を監査する。
- (5) 顧問は、会長の要請があれば、必要に応じて会務を補佐する。
- (6) 常任幹事は、代表幹事の意見を反映する。

(代表幹事)

第14条 代表幹事は、毎年卒業生から1名選出する。

(役員任期)

第15条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が決定するまでは引き続きその職務を行うものとする。

2 任期の途中で役員に欠員が生じた場合は、その補欠の役員を役員会において選任しなければならない。この場合の任期は前項に規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第16条 役員は、無給とする。

#### 第4章 総会及び役員会

(会議の種類)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(会議の招集)

第18条 会議を招集するときは、会議期日の1週間前に会議の目的、日時、場所を記載した招集通知状を発送しなければならない。

(会議の成立)

第19条 会議は、その構成員の過半数の出席がなければその会議を開き、議決することはできない。ただし、委任状提出者は、これを出席したものとみなす。

(会議の議決)

第20条 会議は、出席者の過半数の賛成をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、会則の改正及び解散は構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(会議の議事録)

第21条 会議の議長は、議事録を作成し、議長が指名した2名の署名を得て保存しなければならない。

(総会)

第22条 総会は、本会の最高決議機関として、代表幹事をもって構成し、毎年1回会長がこれを招集する。ただし、構成員の3分の1以上の請求があったときは、会長は30日以内にこれを開催しなければならない。

2 総会の成立要件を満たさない場合、出席代表幹事及び出席役員の総数が代表幹事総数の3分の1を超えるときは、総会に代えて総会付議事項を審議し、その過半数をもって議決することができる。

(総会の審議事項)

第23条 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算報告の承認
- (4) 役員の選任
- (5) 会費の改定
- (6) 会員の除名
- (7) 会則の改正

(8) 解散

(9) その他重要な事項

(役員会)

第24条 役員会は、会長がこれを招集して議長となる。

(役員会の開催)

第25条 役員会は、必要に応じて開催する。また、その構成員の半数以上から役員会の招集の申し入れがあったときは、会長は役員会を招集しなければならない。

(役員会の構成)

第26条 役員会は、第11条の役員をもって構成する。

(役員会の審議事項)

第27条 役員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 本会の運営に関する重要事項

(3) その他

## 第5章 会計

(経費)

第28条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 雑則

(解散)

第30条 第20条及び第23条の規定により、本会を解散することができる。

(残余財産の処分)

第31条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会の議決を経て、日本文理大学附属高等学校に寄付するものとする。

附 則

本会則は、昭和35年3月1日に施行した。

附 則

本会則は、平成17年3月19日の総会をもって改定した。

附 則

本会則は、平成24年6月23日の総会をもって改定した。

附 則

本会則は、平成26年5月10日の総会をもって改定した。